平成２１年（フ）第１９９７号
堺市西区鳳西町１丁89番地８　グリーンハイツ１階Ａ号室
債務者　濱澤新二郎
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　良光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
大阪府藤井寺市小山３丁目244番地の１
債務者　矢倉　宏一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　良光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
大阪府富田林市美山台７番２―613号
債務者　松本　秀雄
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　良光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
堺市西区浜寺石津町中５丁14番16号
債務者　中井　芳貴
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　良光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
茨城県笠間市来栖99番地３
債務者　栗原　　忠
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５１９１号
大阪府吹田市千里山西４丁目37番１―203号
債務者　糸川　直敏
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　悠吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５号
大阪府東大阪市川田２丁目13番23号
債務者　北田　昌義
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　哲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１３号
長崎県長崎市田上３丁目３番18号　メゾンドコリン101号、旧住所長崎県長崎市田手原町804番地８
債務者　大宅　俊博
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　魚住　昭三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の13　藤沢西部団地３―２―214
債務者　谷畑　　修
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３号
大分県杵築市大字岩谷1627番地17
債務者　河野　康彦
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
宮崎市大字熊野1553番地１
債務者　手束　紘一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５号
山形県新庄市沖の町10番67号
債務者　佐藤　榮作
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７号
堺市南区茶山台２丁３番13―208号
債務者　足立　良喜
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
堺市北区百舌鳥梅町３丁21番地３、前住所東京都世田谷区代田１丁目42番６号　リバージュ205
債務者　ぢどり家こと　松川　博文
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
福岡市中央区清川２丁目３番20―101号
債務者　宮本　信哉
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４号
北海道苫小牧市見山町４丁目10番４号　ナイスフラット303号
債務者　菊地由紀己（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１１０号
山形県東田川郡庄内町古関字古館153番地
債務者　工藤　　透
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２４２号
福島県南会津郡下郷町大字音金字宮の跡79番地１、前住所福島県南会津郡下郷町大字音金字宮ノ前234番地
債務者　室井　正和
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係